

新型コロナウイルス感染症に関する組合員活動ガイドライン

2022-1-27 改定
生活協同組合コープしが

1. はじめに

このガイドラインは、行政・自治体及び日本生協連等の基準を参考に、新型コロナウイルス感染拡大を防止し、コロナ禍以前にも増して安全にかつ楽しく組合員の活動がすすめられることを目的としています。

2. 組合員活動の範囲

組織活動（コープしが主催の活動）／エリア協議会／地域委員会／組合員活動委員会／産直・商品普及委員会／商品開発検討委員会／ふくしのなかま／チーム活動／ひろば活動／コープ倶楽部 ※ささえあい活動は別途基準によります。

3. 感染警戒レベルに対する考え方について

- 1) 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置は政府からの情報に基づき、レベル0～4の警戒レベルは滋賀県からの情報に基づきます。
- 2) 警戒情報は、滋賀県全域での発令の場合はもとより、滋賀県の一部地域での発令の場合も下記の基準をすべての組合員活動に適用します。
- 3) 活動実施の可否や内容の制限は、活動を実施する当日の感染警戒レベルを基本として判断します。
- 4) オンラインによる活動は、感染警戒レベルに関係なく実施することができます。
- 5) リアルによる活動は、感染警戒レベルに応じて実施が制限されることがあります。
- 6) 感染拡大を防止する観点から、行政からの警戒レベルに至らない状況であっても新規感染者の人数等をふまえて、下記の基準によらず活動実施の可否や内容の制限を判断することがあります。
- 7) 概要は下記の一覧表を参照してください。

行政からの警戒レベル	オンラインによる活動 会議・学習会	リアルによる活動(屋内・屋外)				託児	
		(※1)会議	学習・実習	見学・視察	調理・飲食	組合員による託児協力員	外部の託児事業者
緊急事態宣言	○	×	×	×	×	×	×
まん延防止等重点措置	○	×	×	×	×	×	×
レベル4 避けたいレベル	○	×	×	×	×	×	×
レベル3 対策を強化すべきレベル	○	○ 基本対策	×	×	×	×	×
レベル2 警戒を強化すべきレベル	○	○ 基本対策	○ 基本対策	○ 基本対策	○ 基本対策 +個別対策	△ 研修会受講 +対策実施	○ 対策実施
レベル1 維持すべきレベル	○	○ 基本対策	○ 基本対策	○ 基本対策	○ 基本対策 +個別対策	△ 研修会受講 +対策実施	○ 対策実施
レベル0 感染者0レベル	○	○ 基本対策	○ 基本対策	○ 基本対策	○ 基本対策 +個別対策	△ 研修会受講 +対策実施	○ 対策実施
コープしが 独自アラート	○	実施可否は 個別判断	実施可否は 個別判断	実施可否は 個別判断	実施可否は 個別判断	実施可否は 個別判断	実施可否は 個別判断

※1 総代会関連会議、エリア協議会、地域委員会、組合員活動委員会、商品開発検討委員会、産直商品普及委員会、ふくしのなかま、コープ倶楽部運営協議会

【参考】滋賀県「コロナとのつきあい方滋賀プラン」抜粋

レベル	レベル4	レベル3	レベル2	レベル1	レベル0
呼びかけ (※感染状況等に応じ、新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく要請等)	基本的な感染対策の実践				
	外出関連				
	イベントの開催上限の目安等				
	施設の使用制限(休業、時短等)				
	感染状況などにあわせ、地域・対象施設などを検討				
		感染状況などにあわせ、規模などを検討			
			感染状況などにあわせ、対象の地域・業種などを検討		

4. 基本的な感染防止対策について（基本対策）

以下の基本的な感染防止対策は、リアルによる活動を実施する際は感染警戒レベルに関わらず実施してください。

- 1) 活動当日の健康状態のチェックをしてください。
開催前には検温と健康状態の申告を行い、発熱（37.5℃以上）、倦怠感、咳、頭痛など体調不良の場合は参加しないようにします。
- 2) 1人ひとりが感染防止につながる行動をとりましょう。
 - ①マスクを着用してください（乳幼児の着用は保護者の方が判断してください）。
なお、体質等によりマスクの着用ができない方がおられます。マスクを着用されていない方がおられた際には、まずは「何か事情があるかもしれない」と想像して、お互いに思いやりの心をもって過ごしましょう。
 - ②こまめな手洗いをしましょう。また入退出時には消毒液などを活用しましょう。
 - ③咳エチケット（マスクの着用、ティッシュやハンカチで口・鼻を覆う、袖で口と鼻を覆うなど）を徹底しましょう。
 - ④大きな声を発声しないよう留意しましょう。
- 3) 3つの密（密閉・密集・密接）を避けましょう。
 - ①人との間隔をできるだけ2m（最低1m）以上空けましょう。
 - ②座席は対面には座らず、互い違いに着席しましょう。また会話をする際は、できる限り真正面を避けましょう。
 - ③飛沫感染予防のため、パーティションが使用できる場合は活用しましょう。
 - ④できる限り常時換気をしましょう。できない場合は、60分に1回以上数分程度の換気をしましょう。
- 4) 会議や学習・実習（産地見学含む）は、可能な限り時間短縮を図り最長2時間を限度としましょう。
- 5) 参加人数は使用する会場の収容人数の50%を上限としてください。
 - ①参加人数の上限は設けませんが、基本的な感染防止策が完全に実施できることを前提にして参加人数と会場を決めるようにしてください。
 - ②使用する会場の感染拡大防止ルールもあわせて確認してそれに従うようにしてください。

5. 個別の活動に関する感染防止対策について（個別対策）

1) 食品の調理や飲食を伴う活動について

実施にあたっては、感染警戒レベル2以下の場合で下記の対策を徹底してください。

- ①調理や試食による学習を行う場合は、手指消毒を徹底し、マスク・エプロン・三角巾・手袋を着用します。
- ②大皿は使用せず調理物は個別に配膳し共有物（トング・取り箸など）は使用しません。
- ③対面は避け距離をとって調理を行い、おしゃべりは控えめにします。
- ④試食を行う場合には次のことに留意しましょう。
 - ・箸や皿は各自が持参したものを使用しましょう。
 - ・できる限り個包装の食材を選んで個別に配布する形式にしましょう。
 - ・試食中は黙食をこころがけましょう。
 - ・感想や意見は、試食後にマスクを着用してから話し合います。

2) 託児について

- ①新型コロナ感染拡大以降、託児は安全面を考慮し実施を中止していましたが、託児における感染防止対策を講じていくことを前提として感染警戒レベル2以下の場合に託児を実施します。
- ②託児においては、子育て層の組合員活動の参加・参画を「おたがいさま」の考え方をもち組合員が活動しサポートする「託児協力員」と外部の託児事業者に依頼する場合があります。
- ③外部の託児事業者は、各事業者で策定されている感染防止策をもち実施します。
- ④「託児協力員」の活動については、これまでから実施している「託児研修会」において、託児の子どもさんとともに協力員自身の安全と健康を守るため、新型コロナ感染対策の知識を学んで頂くことをもち随時活動を再開していきます。

以 上

【添付資料】 組合員活動ガイドラインに関するQ&A

- Q 1** 会議と会議以外の活動でリアルによる活動ができる基準が違うのはなぜですか。
- A 1 会議については、組合員によるコープしがの機関及び組織の運営に関わる場として基本的に年間登録した固定メンバーで開催しています。感染防止策の徹底や万一の場合の参加者の特定も迅速に行いやすいことから開催基準に違いをもたせています。
- Q 2** 感染警戒レベルに対する考え方についての項目で「行政からの警戒レベルに至らない状況であっても新規感染者の人数等をふまえて、下記の基準によらず活動実施の可否や内容の制限を判断することがあります」とありますが、判断する場合の指標などがありますか。
- A 2 滋賀県が日次で発表している「直近1週間における人口10万人当たりの新規報告者数」を重要な指標としており、具体的な数値としては25名を上回る（滋賀県の旧基準で特別警戒ステージに該当）場合には、「コープしが独自アラート」として、活動内容ごとに実施可否の判断をします。
- Q 3** その時々最新の最新アラートの状況はどのように確認したらよいですか。特に「コープしが独自アラート」が出されているかどうかを知る手段はありますか。
- A 3 各地区事務局にお問合せ頂くか、コープしがホームページに最新のアラートがわかるようにお知らせします。あわせて、組合員活動ガイドラインも最新版を掲載するようにします。
- Q 4** コロナ禍の状況により託児協力員の活動が制限されることは安全対策上、ある程度仕方ないと思いますが活動再開のめどはありますか。
- A 4 託児協力員の活動再開にあたっては、感染防止策の徹底を図っていくことが必要でそのためのマニュアル整備や協力員さんに向けた感染防止の知識習得などが課題となります。特に、託児協力員さんに向けた感染防止の知識習得にあたっては、なるべく早期に全地区で「託児研修会」を開催し、研修の修了を活動再開に向けた前提としてすすめていきます。
- Q 5** 外部事業者が託児をされる場合にどのような感染防止策をとられますか。
- A 5 託児の依頼先は地域によって異なりますので一律の対策はお答えできませんが、依頼先からは事前に安全対策を示して頂き、託児を利用される方にも内容を周知し確認の上で双方が納得してすすめられるようにします。
- Q 6** 託児協力員の活動が再開された後も外部のスタッフに託児を依頼されますか。
- A 6 託児協力員の制度は、組合員活動や機関運営に伴う子育て層の参加・参画を広げるためなどを目的として、組合員どうしのおたがいさまの活動の1つとしてつくられています。託児における優先順位は、これまでと同様に託児協力員を上位として依頼し、そこで調整がつかない場合に外部事業者へ依頼します。
- Q 7** バス移動が必要な産地見学などは実施可能でしょうか。
- A 7 他の学習会などと同様の基準で実施可能です。産地見学の場所やバス移動にかかる時間制限は行いませんが、車中における感染防止はバス会社の感染防止対策に従うようにしてください。なお、見学先での活動は最長2時間を限度とします。
- Q 8** ささえあい活動は別途基準をもつということですが、その他の組合員活動との違いはなんでしょうか。
- A 8 ささえあい活動は、組合員が組合員のくらしをささえる有償ボランティアの制度です。

サポートの内容はちょっとしたくらしの困りごとであれば、サポートの中断によりくらしの営みが困難となるようなものもあります。ささえあい活動は可能な限り安全対策をとり、サポートする側、される側ともに合意を得た上で、活動を継続させていくことを基本的な考え方としています。この考え方に沿って、ささえあい活動の基準を定めています。

Q 9 オンラインによる活動について、CO-OPスタジオは警戒レベルに関わらず使用することは可能でしょうか。

A 9 CO-OPスタジオの使用にあたっては、日常的に業務で使用することが多く各地区事務局にご相談ください。なお緊急事態宣言下においては、外部から施設への立ち入りを制限しているため使用できません。

Q 10 基本的な感染対策や個別の対策を講じる上で、必要な備品を貸し出してもらうことはできますか。

A 10 基本的には活動される側で準備をお願いします。その上で準備できない備品があれば地区事務局にご相談ください。